

### 第3章 5 地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域または自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

#### 1 都市地域と農業地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合  
農用地としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合  
土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

#### 2 都市地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

#### 3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合  
自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- (3) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合  
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

#### 4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区とが重複する場合  
自然環境としての保全を優先する。
- (2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合  
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

5 農業地域と森林地域とが重複する地域

- (1) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域とが重複する場合  
保安林としての利用を優先するものとする。
- (2) 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。
- (3) 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合  
森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地域とが重複する場合  
自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合  
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

- (1) 農業地域と特別地区とが重複する場合  
自然環境としての保全を優先するものとする。
- (2) 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合  
両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。

## 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

	五 地 域 区 分	都 市 地 域		農 業 地 域		森 林 地 域		自 然 公 園 地 域		自 然 保 全 地 域	
		及 市 街 化 区 域 び 街 用 途 地 域	そ の 他	農 用 地 区 域	そ の 他	保 安 林	そ の 他	特 別 地 域	普 通 地 域	特 別 地 区	普 通 地 区
五 地 域 区 分											
都 市 地 域	市 街 化 区 域 及 び 街 用 途 地 域										
	そ の 他	×									
農 業 地 域	農 用 地 区 域	×	←								
	そ の 他	×	①	×							
森 林 地 域	保 安 林	×	←	×	←						
	そ の 他	②	③	④	⑤	○					
自 然 公 園 地 域	特 別 地 域	×	←	←	←	○	○				
	普 通 地 域	⑥	○	○	○	○	○	×			
自 然 保 全 地 域	特 別 地 区	×	←	←	←	○	○	×	×		
	普 通 地 区	×	○	○	○	○	○	×	×	×	

(凡例)

- × 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの。
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先します。
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するように調整を図ります。
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。
- ② 原則として都市的な利用を優先しますが、緑地としての森林の保全に努めます。
- ③ 森林としての利用の現況と森林の公益的機能に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めます。
- ④ 原則として農用地としての利用を優先しますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めます。
- ⑤ 森林としての利用を優先しますが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めます。
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するような調整を図りながら、都市的な利用を図ります。